

かわしり あてらく
一般国道107号(川尻・当楽間)
改良整備促進に係る要望書



令和 6 年 7 月 31 日

一般国道107号(川尻・当楽間)改良整備促進期成同盟会

一般国道107号(川尻^{かわしり}・当楽間^{あてらく})の改良整備促進に係る要望書

1 現況

一般国道107号（以下「本国道」という。）は、令和3年5月1日に発生した地震の影響等によって、西和賀町大石地区で山側法面に変状が確認（箇所①）され、土砂崩落等の恐れが強まったことから、全面通行止めの措置がとられておりましたが、道路管理者である岩手県のご尽力と国関係者のご協力、ご高配を賜り、応急盛土、仮橋架設などにより令和4年11月30日に1年7カ月振りに開通いたしました。現在は、道路災害復旧工事であるトンネル築造も掘削率6割を超え順調に進められていることに改めまして関係機関各位には感謝申し上げますところであります。

2 果たしている役割

本国道は、岩手県と秋田県を東西に結ぶ物流路線となっているほか、県境を越えた経済活動や文化・観光振興などの面で極めて重要な役割を果たしております。

とりわけ西和賀町民にとっては、本国道を利用して生活圏となっている北上市等への通勤や通院、買い物など、日常生活を送るうえで必要不可欠な最も重要な道路であります。

加えて北上市・横手市間においては、並行する秋田自動車道や盛岡市・大仙市間の一般国道46号の緊急時等の代替路として、お互いが補完し合う機能を担っています。

3 課題

本国道は、平成27年3月にも今回の現場近くで大規模な土砂崩落が発生（箇所②）し、約8カ月間もの長期にわたって全面通行止めとなった経緯があります。平成27年の土砂崩落箇所と今回の災害箇所を含む西和賀町川尻から当楽までの区間には、地滑り地形が数多く分布（図表1参照）しているうえに、急カーブ（箇所⑤）や大型車両とのすれ違いが難しい狭隘なトンネル（箇所④）もあり、加えて冬季にはたびたび雪崩が発生（箇所③）するなど危険箇所が多く、極めて脆弱な道路環境下に置かれています。

特に大荒沢トンネルは、昭和39年に竣工した湯田ダム建設に伴う国道の付け替え工事によって築造されたトンネルであり、老朽化が進んでいるうえ、当時の設計基準による幅員のため、車両が大型化した現在では、安全な通行に支障が生じているのみならず、冬季には大型車両のスタック等による渋滞発生や通行止めの原因となっている状況にあります。

こうしたことを踏まえ、今回の災害復旧事業が完了した後であっても、将来にわたり安心・安全な道路交通が保障されるわけではなく、依然として通行止め等のリスクを抱えている状況に変わりはありません。

また、代替路である秋田自動車道の北上・横手間は、ほぼ片側1車線であ

るため、事故や特に冬期間の積雪による通行止めのリスクが高く、緊急時等における一般道との相互補完機能が発揮されていない状況に置かれています。

4 要望事項

以上のことから、先に閣議決定されている「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な令和7年度の予算・財源を確保し、また国土強靱化実施中期計画の策定時期を夏までに示したうえで、令和6年内の早期に策定されると共に地域経済の早期回復と安心・安全な住民生活の確保のため、本国道に係る次の事項の実現について強く要望いたします。

(1)本国道(川尻・当楽間)の事業促進と早期開通を図ること

今般採択されたトンネルによる災害復旧事業の実施に当たっては、継続的に予算確保を図ることで、工事の完成を可能な限り前倒していただき、供用開始時期を早められるよう特段のご尽力、ご配慮をお願いいたします。

(2)安心・安全を見通せるグランドデザインを示すこと

川尻・当楽間になおも残存する危険箇所や狭隘なトンネル等を含む区間、数多く分布している地滑り地形などへの根本的な対応方針を網羅したグランドデザイン(将来構想)を提示いただき、地域住民や道路利用者が将来にわたり安心して安全な道路交通を見通すことができるよう関係機関の特段のご理解、ご配慮をお願いいたします。

岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割40番地71

一般国道107号(川尻・当楽間)

改良整備促進期成同盟会

会長 内記和彦

